

令和 2 年 7 月 1 日  
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 (改定日：令和元年 10 月 30 日)

## 令和 2 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 2 年度については、下記の基準を用います。

### プラスチック製容器包装

#### (1) プラスチック製容器包装

##### 1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという。）です。「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ペーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。

##### 2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。  
 なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあつては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。  
 腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m<sup>3</sup>程度を目安としてください。）
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていること。

##### 3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の 3 種類の寸法を推奨します。

| 寸法 (mm) *          | 重量 (kg) | 結束材               |
|--------------------|---------|-------------------|
| ①600×400×300       | 18～20   | PP、PETバンド又はフィルム併用 |
| ②600×400×600       | 36～50   | 同上                |
| ③1,000×1,000×1,000 | 250～350 | 同上                |

\* 寸法の 600×400mm、1,000×1,000mm はプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

\* 「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

\* 番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

| 項目                                   | 基準         | 備考   |
|--------------------------------------|------------|--|
| 分別基準適合物である<br>プラスチック製容器包装            | 90%以上(重量比) |  |
| <b>【異物等】</b><br>① 汚れの付着したプラスチック製容器包装 | 混入していないこと  | 食品残渣等(*1)が付着して汚れた物や生ごみ。<br>土砂や水分(雫が垂れている)で汚れた物 |
| ② 指定収集袋及び市販のごみ袋                      | 混入していないこと  | 市町村指定の収集袋、市販のごみ袋                               |
| ③ 容り法でPETボトルに分類されるPETボトル             | 混入していないこと  |  |
| ④ 他素材の容器包装                           | 混入していないこと  | 金属、ガラス、紙製等の容器包装                                |
| ⑤ 容器包装以外のプラスチック製品                    | 混入していないこと  | バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品          |
| ⑥ 事業系のプラスチック製容器包装                    | 混入していないこと  | 業務用容器等   |
| ⑦ 上記以外の異物                            | 混入していないこと  | 容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。   |
| ⑧ 禁忌品                                | 混入していないこと  | 医療系廃棄物(*2)<br>危険品(*3)                          |

(\*1) 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

(\*2) 医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く。)等。

(\*3) 危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ

1) 引き取り形態

- ・原則として圧縮を行わず、透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2) 密封こん包に求められる性状

- ・衛生性：こん包はしっかり密封されていること。  
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂等で汚れていないこと。

3) 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

| 寸法(mm)       | 重量 (k g) | フィルムの厚さ  |
|--------------|----------|----------|
| ①1,500×1,200 | 2.5~3.0  | 25 $\mu$ |
| ②1,200×1,000 | 1.7~2.0  | 25 $\mu$ |

4) こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるペールの品質が良くなければなりません。

| 項目                          | 基準                 | 備考  |
|-----------------------------|--------------------|---|
| 分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ | 90%以上（重量比）         | 洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る                       |
| <b>【異物等】</b>                |                    |   |
| ① 汚れが付着したもの                 | 混入していないこと          | 食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ。土砂や水分（雫が垂れている）で汚れた物      |
| ② 非白色発泡スチロール製トレイ            | 混入していないこと          | 色物、柄物トレイ                                    |
| ③ 発泡スチロール製以外のトレイ            | 混入していないこと          | PE、PP、PET、非発泡PS                             |
| ④ トレイ以外のプラスチック製容器包装         | 混入していないこと          | カップ麺、緩衝材                                    |
| ⑤ 上記以外の異物                   | 混入していないこと          | 容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物 |
| ⑥ 水分                        | 密封こん包内部に水滴が発生しないこと | 洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する               |

以上